（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第四条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の船内における食料の支給を行う者に関する省令（次条において「旧食料支給省令」という。）第一号様式又は第三号様式による申請は、それぞれ第四条の規定による改正後の同令（次条において「新食料支給省令」という。）第一号様式又は第三号様式による申請とみなす。

第八条　第四条の規定の施行の際現に交付されている旧食料支給省令第二号様式による船舶料理士資格証明書は、新食料支給省令第二号様式によるものとみなす。

○国土交通省令第二十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補助金等の会計処理） **第六条**　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の交付金、機構法第二十三条、第二十五条各項、第二十六条第一項及び第二十七条の負担金並びに機構法第三十五条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産に係る繰延収益として計上するものとする。 ２　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第三十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産に係る繰延収益として計上するものとする。	（補助金等の会計処理） **第六条**　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の交付金、機構法第二十三条、第二十五条各項、第二十六条第一項及び第二十七条の負担金並びに機構法第三十五条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。 ２　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第三十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（健康診断） **第十六条**　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね一年ごとに、病体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。 ２～４　（略）	（健康診断） **第十六条**　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。 ２～４　（略）